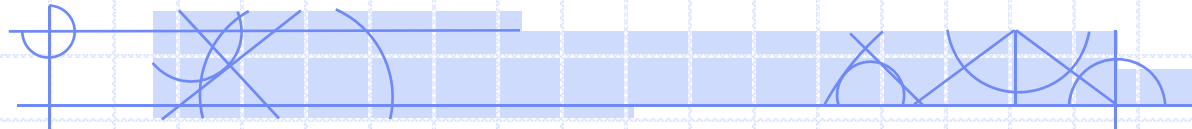


# 都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査



平成21年3月17日

(社)日本CATV技術協会

# 背景

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」

2008. 7 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議

「受信障害対策用共聴施設の改修促進のためには、複数建物の影響等による複合的な受信障害について、課題を整理・類型化し、デジタル化の推進方策を策定することが必要」

「地上デジタル放送推進総合対策」 2008年7月 総務省

「受信障害対策用共聴施設の改修促進に関して、施設改修の円滑化を図るため、当事者間の合意形成に至るまでの協議の進め方等を整理するとともに、当事者間の協議が難航した場合に相談対応や支援の在り方等を検討する。」

# 共聴施設デジタル化のプロセス

## 1. デジタル化の必要性の認識

共聴施設管理者側(ビルオーナー、マンション管理組合等)、受信者側双方が、当事者であることを認識する。

## 2. 受信状況調査の実施

障害範囲について、既存の資料や受信状況調査を行ってデジタル受信可能範囲を把握する。複合障害の場合には、原因者及び各原因者の障害影響範囲の確認を行う。

## 3. 改修計画の立案・実施の意思決定

改修計画(対策手法、対象世帯、スケジュール等の明確化)の立案と実施の意思決定。

## 4. 受信者への説明・協議

受信者への説明及び協議の実施、共聴範囲の確定

## 5. 改修工事の実施

デジタル化改修工事及び不要になったエリアに対するアナログ施設の撤去

# 複合障害のモデル化

## 「複合障害」を8つにモデル化

### 1 受信障害継続モデル

当初から複合受信障害の原因として複数の建築物が存在し、デジタル化でも受信障害が残る

### 2 デジタル化による単独障害モデル

デジタル化によって複合障害の状況が単独建築物による障害に変更になる

### 3 新建築物単独による障害モデル

当初の原因建築物の影響はなくなったが、共聴設置後の新たな建築物による受信障害がある

### 4 当初+新建築物による障害モデル

当初の原因建築物の受信障害と新建築物による受信障害が発生している

### 5 地形による障害モデル

当初の原因建築物は地上デジタル放送の受信障害にならないが、地形等による受信障害がある

### 6 超高層建築物による遠方地域での電界強度低下モデル

受信障害が発生している周辺では原因と思われる建築物が見当たらないが、テレビ塔周辺の超高層の影響で電界強度不足となっている

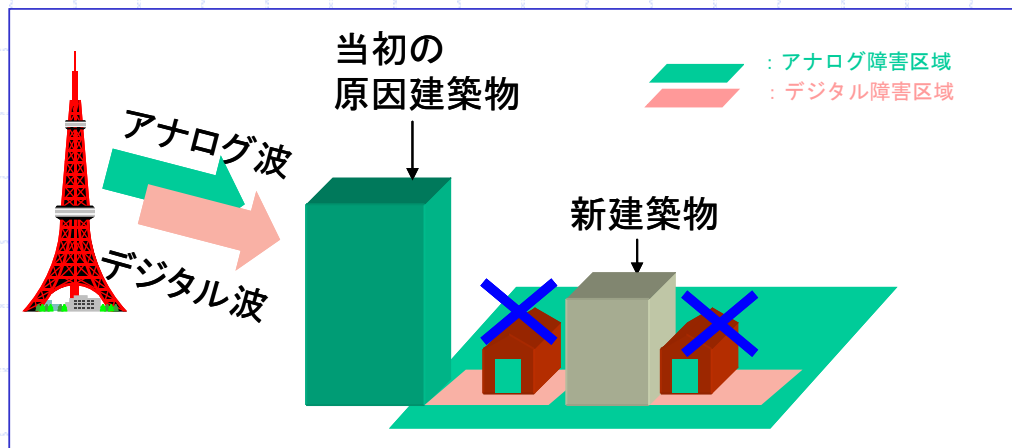
### 7 航空機等による障害モデル

空港が隣接しているエリア等において航空機等による障害が発生する

### 8 デジタル鉄塔位置変更による障害モデル

デジタル放送等が位置変更した場合、それまで受信障害ではなかった世帯においてデジタル受信障害が発生

# 複合障害モデル例(1)



当初+新建築物による遮蔽障害モデル(アナログ遮蔽障害地域)

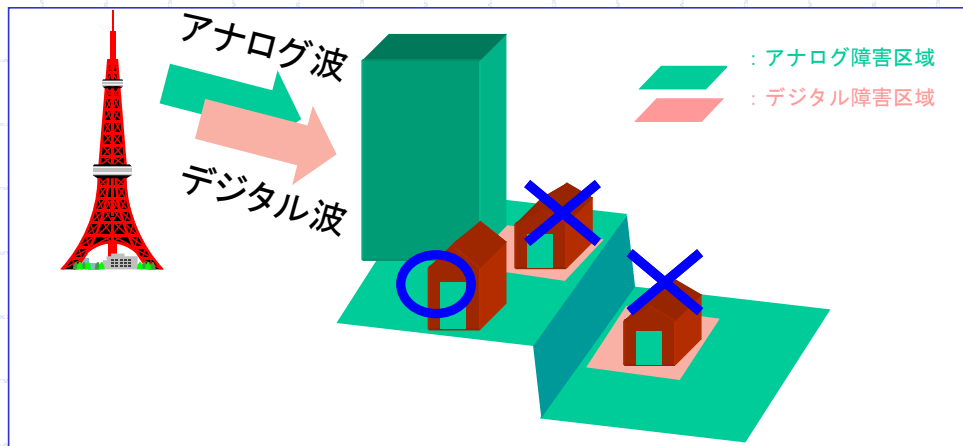
それぞれの受信障害の範囲・影響度の確定が困難、新建築物への負担が求められるか



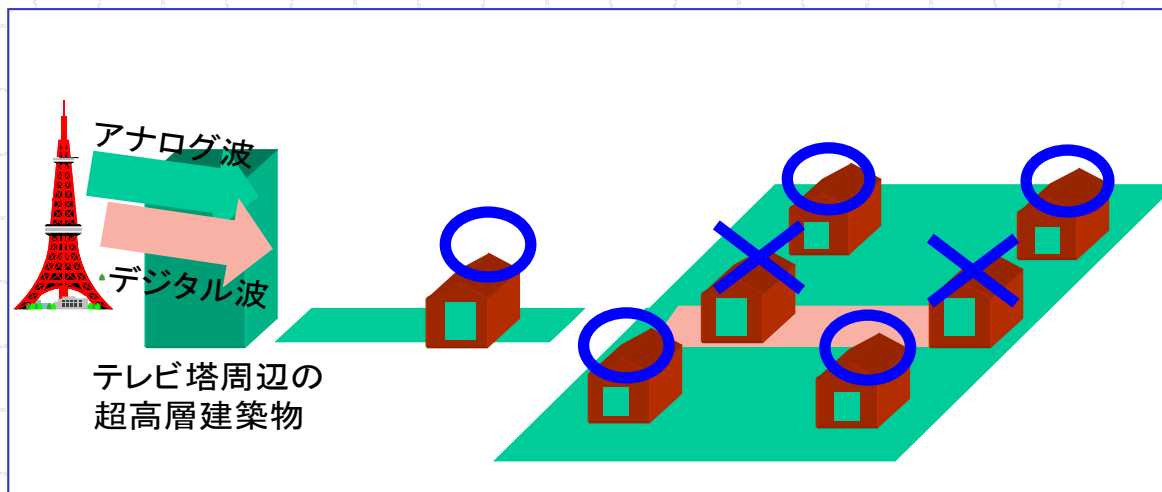
デジタル化による単独障害モデル

デジタル化によって複合障害の状況が単独建築物による障害に変更。

## 複合障害モデル例(2)





当初建築物+地形障害モデル  
当初の原因建築物の直近と地形による受信障害があるケース

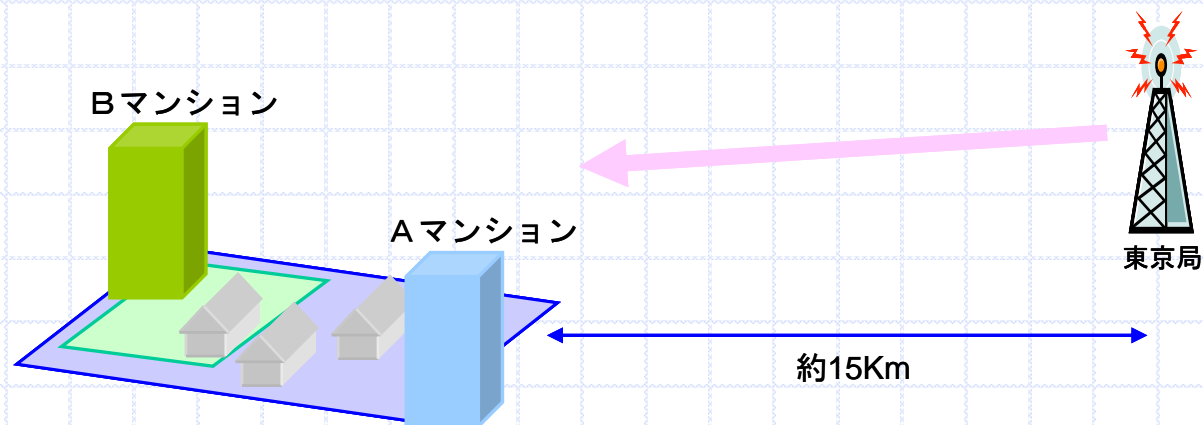


超高層建築物による遠方地域での電界強度低下モデル

# 共聴施設のデジタル化事例(1)

事例 マンション(東京都)  
デジタル化による単独障害モデル  
受信調査に入れない

 Aマンションの障害地域  
 Bマンションの障害地域



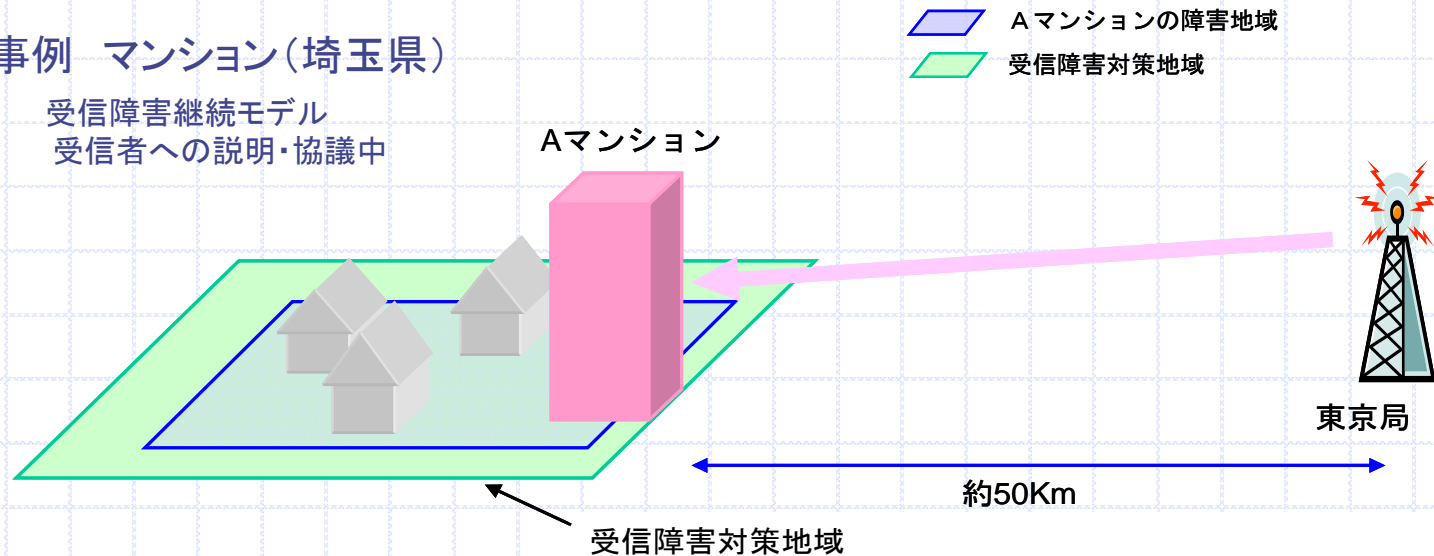
Aマンションは1990年代に竣工した地上9階建のマンションである。アナログ受信障害が発生したため、数十世帯に対し、共聴障害対策施設を提供している。一部世帯は、Bマンションの反射障害を受けているため、Bマンションが共聴障害対策施設を提供している。

Aマンションは、地上デジタル放送難視聴地域の調査費用負担と地上デジタル放送改修工事費負担を自治体に求めている。また、今回の事例のように複合障害である地域において、受信障害調査の費用負担をどのように行うべきか、明確でないという問題がある。

# 共聴施設のデジタル化事例(2)

## 事例 マンション(埼玉県)

受信障害継続モデル  
受信者への説明・協議中



受信障害対策地域

(一部、アナログ受信できる世帯もあったが、マンション建設時に、対象エリア内の全世帯について共聴施設を実施)

2005年3月に調査を実施。マンション群の北側に、デジタル受信障害地域(約100世帯)が残ることが判明。

- ・受信者側とは、2008年から本格的に協議を開始。
- ・マンション管理組合側は、151号通達に沿って、デジタル受信障害地域の住民向けのみ、デジタル化改修する共聴施設の存続を予定している。
- ・一方、受信者側からは、地上デジタル放送により受信障害が解消される地域も含めて、共聴施設全体の存続を希望する意見も上がっている。
- ・2009年の早期に受信者向け説明会を開催予定。

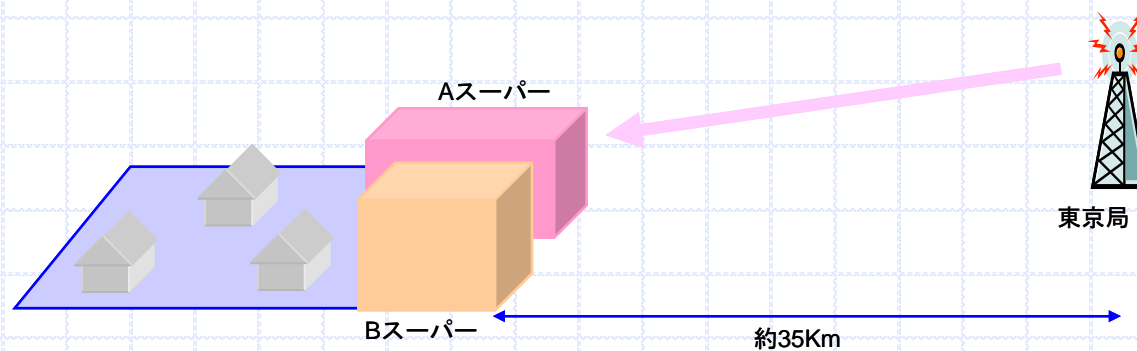


# 共聴施設のデジタル化事例(3)

## 事例 スーパー(埼玉県)

受信障害継続モデル  
原因者側負担で全戸改修

▭ Aスーパー・Bスーパーの障害地域



Aスーパーでは、隣接するBスーパーとともに、近隣約500世帯について受信障害対策用共聴施設を設置・運営してきた。この施設運営管理に伴う費用負担については、両者の間で分担している。

対象世帯より、地上デジタル放送の視聴が求められた2006年に地上デジタル放送の受信状況調査を実施したところ、一部の世帯では、デジタル受信障害が残ることが判明した。障害のある世帯のみを対象としてデジタル化すると、不満が出ると思われたため2007年に全戸、デジタル化対応を行った。その際、同社のビジネスが小売業ということもあり、個々の世帯に対して、負担を求めることはできなかった。

# 共聴施設デジタル化における課題と解決の方向性(1)

プロセス	課題例	解決方策
デジタル化の必要性の認識	受信者側も施設責任者側も必要性を認識しない	ビル管理会社、工事業者、CATV業者等を通じた周知活動
	渡切保障契約あるいは、デジタル化に対応しなくてよいことが協定書に明記されているため、施設責任者が対応しない 複合障害である場合、他のビル所有者との調整をどのように行ったらいいかわからない	第三者による調停・斡旋の仕組みを検討
	受信障害地域の多くで、個別受信可能となっていることが受信者に理解されていない	受信者に対する周知活動
受信状況調査の実施	複合障害が生じている場合、原因物やその程度を確定できない場合が多い	第三者による調停・斡旋の仕組みを検討
	調査を実施するのにマンション総会決議が必要で時間がかかる	ビル管理会社、工事業者、CATV業者等を通じた周知活動
改修計画の立案・実施の意思決定	改修計画の立案や実施にマンション総会決議が必要で時間がかかる	ビル管理会社、工事業者、CATV業者等を通じた周知活動

# 共聴施設デジタル化における課題と解決の方向性(2)

プロセス	課題例	解決方策
受信者への説明・協議	151号通達に記載してあるような受信者の負担をお願いできない 部分改修だとクレームがつく可能性があり、全戸改修せざるを得ない	151号通達の説明資料の提供
	受信者側は、共聴施設を全面的に残してほしいが、引き受けるための体制・運営・管理方法等がわからない	受け皿となる共聴組合設置のため、共同受信組合の規約等の活用
	受信者との協議がまとまらない	第三者による調停・斡旋の仕組みを検討
改修工事の実施	アナログ設備撤去工事の必要性を理解されていない	ビル管理会社、工事業者、CATV業者等を通じた周知活動

第三者による調停・斡旋の仕組み：ADR(Alternative Dispute Resolution 裁判外紛争解決)機関等のあり方、151号通達の運用のあり方について継続検討中